

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百八十六号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の
規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五
条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように
登録をまつ消した。

昭和三十五年十月十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告示 建設業者の登録まつ消
種畜の廃用

漁船損害補償法附則第三項の規定によるみ
なし加入区

漁船損害補償法第百十二条第一項に規定す
る加入区

◇選管規則 鳥取県選挙管理委員会規程の一部改正

◇雑報 食糧事務所出張所の位置変更

◇正誤 昭和三十五年九月二十四日付け鳥取県告示
第四百六十四号中訂正

登録番号

登録年月日

名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録
(ほ)第三五〇号

昭三三、九、一三

足立組

境港市明治町七〇

足立 潔

昭三五、一〇、三

鳥取県告示第四百八十七号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十五年十月十四日

鳥取県知事 石

目 次

- ◇ 告 示 建設業者の登録まつ消
種畜の廃用
- 漁船損害補償法附則第三項の規定によるみ
なし加入区
- 漁船損害補償法第百二十二条第一項に規定す
る加入区
- ◇ 選管規則 鳥取県選挙管理委員会規程の一部改正
- ◇ 雑 報 食糧事務所出張所の位置変更
- ◇ 正 誤 昭和三十五年九月二十四日付け鳥取県告示
第四百六十四号中訂正

条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ほ)第三五〇号	昭三三、九、一三	足立組	境港市明治町七〇	足立 潔	昭三五、一〇、三

鳥取県告示第四百八十七号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十五年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種番証明書番号 名前 種類 飼養者住所氏名
 昭三五鳥取一 花鹿 黒毛和種 倉吉市中原 安藤 修
 第三〇号
 第三二号 栄松 " " 岡 朝倉 富雄

鳥取県告示第四百八十八号

漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十五号）附則第三項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の加入区として指定されたとみなされたものは、次のとおりである。

昭和三十五年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

加入区 加入区 の 区域
 東加入区 岩美郡岩美町のうち大字大羽尾、小羽尾、

浦富 " " 陸上及び田河内の
 田後 " " 区域
 網代 " " のうち大字網代の区域
 大岩 " " のうち大字岩本及び大谷の区域
 福部 " " 福部村一円
 賀露 " " 鳥取市のうち伏野、小沢見及び白兔を除いた区域
 酒津 " " 気高郡気高町のうち大字酒津の区域
 浜村 " " のうち大字八束水及び浜村の区域
 夏泊 " " 青谷町大字青谷のうち通称夏泊の区域
 青谷 " " 区域
 泊 " " のうち通称夏泊を除いた青谷、井手及び長和瀬の区域
 東伯郡泊村一円

東伯 " " 東伯町のうち大字逢東、下伊勢、上伊勢、中尾、倉屋及び浦安の区域
 赤碕 " " 赤碕町一円
 中山 " " 西伯郡中山町のうち大字潮音寺、田中、赤坂、栄田、御崎及び下甲の区域
 逢坂 " " のうち大字松河原、下市、上市、岡、住吉及び塩津の区域
 光徳 " " 名和町のうち大字豊成、倉谷、小竹、東坪及び西坪の区域
 御来屋 " " のうち大字御来屋、高田、富長、古御堂、茶畑、押平及び大塚の区域
 淀江 " " 淀江町及び大山町一円
 米子 " " 米子市のうち大崎、葭津、夜見町、富益町、和田町及び大篠津町を除いた区域
 弓中 " " のうち夜見町、富益町、和田町及び大篠津町の区域
 外江 " " 境港市のうち外江町の区域

鳥取県告示第四百八十九号

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項に規定する加入区を次のとおり指定したので、同条第六項の規定により告示する。

昭和三十五年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

加入区 加入区 の 区域
 末恒加入区 鳥取市のうち伏野、小沢見及び白兔の区域
 宝木 " " 気高郡気高町のうち大字宝木、奥沢見、富吉、常松、下光元及び上光の区域
 羽合 " " 東伯郡羽合町一円
 北条 " " 北条町のうち大字圍坂、江北、田井、弓原、下神及び松神の区域

大良” “ 大栄町のうち大字由良宿、妻波、
 八橋” “ 大谷、西園及び東園の区域
 “ 東伯町のうち大字八橋、丸尾及び
 徳方の区域
 日和” “ 西伯郡日吉津村一戸
 崎津” “ 米子市のうち大崎及び葭津の区域
 渡” “ 境港市のうち渡町の区域

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をこ
 こに公布する。

昭和三十五年十月十四日、

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則
 鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県
 選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正す

る。

第十七条を次のように改める。
 第十七条 委員会及び委員長並びに事務局長の公印は、
 それぞれ次のひな形及び寸法のとおりとする。

委員会印	鳥取県 選挙管理 委員会印	ひな形	寸法
		鳥取県	方二二ミリメートル

委員長印	鳥取県選挙 管理委員会 委員長印	ひな形	寸法
		鳥取県選挙 管理委員会	方二二ミリメートル

事務局長印	鳥取県選挙 管理委員会 事務局長印	ひな形	寸法
		鳥取県選挙 管理委員会	方一八ミリメートル

2 選挙事務所の標札及び街頭演説用標旗に押す委員会
 の公印は、前項の規定にかかわらず次のひな形及び寸
 法のとおりとする。

ひな形	寸法
鳥取県 選挙管理 委員会	方七七ミリメートル

附 則

この規則は、昭和三十五年十月二十日から施行する。

雑 報

昭和三十五年十月十四日

鳥取食糧事務所長 戸谷幸男

出張所の位置変更について

当所管内出張所の位置を次の通り変更した。

根雨出張所

正 誤

一 移転年月日 昭和三十五年十月一日
 二 位 置 鳥取県日野郡日野町根雨四三五番地

昭和三十五年九月二十四日付け鳥取県告示第四百六十
 四号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。
 頁 段 行 誤 正
 11 下 12 補助金 奨励金